

令和 6 年度第 1 回

岐阜県水源地域保全審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 3 日（月）14 時 00 分～15 時 15 分

2 場 所 岐阜県議会棟第 1 会議室①

3 出席者 5 名 篠田成郎会長、青山節児委員、高木隆彦委員
藤井奈々委員、細江広仲委員

4 議 事

- （１）水源地域の指定について （恵那市 1 件 高山市 1 件）
- （２）岐阜県水源地域保全条例のこれまでの成果・課題・今後

5 議事の結果

- （１）水源地域の指定については、提案のとおり認める。

6 審議の経過

（事務局）

ただ今から令和 6 年度第 1 回岐阜県水源地域保全審議会を開催します。
本日の審議会の進行をさせていただきます森林保全課の柴田と申します。
よろしくお願いします。

開会にあたり、林政部長の久松からごあいさつ申し上げます。

（林政部長）

<あいさつ>

（事務局）

本日の出席者のご紹介は、お手元の出席者名簿に代えさせていただきます。

次に、会議の成立についてご報告いたします。

岐阜県水源地域保全条例施行規則第 1 2 条第 2 項の規定により、本審議会は委員の過

半数の出席を必要としますが、本日は委員7名のうち5名のご出席がございますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

審議会の議事録は、県のホームページで公表し、また、会議の様子を写真撮影し、公表又は報道させていただく場合がございますので、あらかじめご理解・ご了承をお願い致します。

それでは、本日の審議会の議事進行を篠田会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願い致します。

(篠田会長)

皆さん、こんにちは。

それでは本日の議事録署名者を指名させていただきます。藤井委員と細井委員にお願いと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

ご異議なしとのこと、ありがとうございます。藤井委員と細江委員には、よろしくお願い致します。

それでは、次に議事に入る前に、県から当審議会の諮問文の配布をお願いいたします。

(事務局)

<諮問文配布>

(事務局)

事務局の森林保全課増田と申します。

本日はよろしくお願いいたします。

<諮問文朗読>

森保第658号
令和7年2月3日

岐阜県水源地域保全審議会長 様

岐阜県知事 古田 肇

令和6年度第1回岐阜県水源地域保全審議会にかかる諮問について

下記事項について、岐阜県水源地域保全条例の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

水源地域の指定について

(篠田会長)

ありがとうございます。

ただいま朗読していただきました諮問は議事の(1)となりますので、水源地域の指定について審議をして、その上で答申するということにしてもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

ありがとうございます。それでは、そのように進めることにします。

では、最初の水源地の指定について、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

<『水源地域の指定について』説明>

(篠田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はございませんか。

(青山委員)

恵那市に関しては、すでに指定されている所と重複して175.08ヘクタールを指定するという認識でよろしいですか。

(事務局)

はい。

2ページを見ていただきますと、緑色の区域が真ん中より下にあります。ここが今回指定する所です。左の方に青色で示されている所がありますが、ここは既に指定されている所でございます。

(青山委員)

175.08ヘクタールというのはどの部分ですか？

(事務局)

今回指定対象とする、この緑の囲った区域です。

(青山委員)

全体ということですね。すでに指定されているところも含んで、175.08ヘクタールということで理解しました。

(篠田会長)

今のお話については、事務局からご回答いただくべきところですが、長年、本審議会に携わってきた会長からお答えします。

従前より、もしこの水源指定が外れてしまったときに、以前から指定していた他の水源指定が自動的に外れてしまっただけとはいけないということで、このように重なっている場合であっても、面積も含めて、全ての取水点に対して1つずつ指定をかけることにしています。

(青山委員)

これらを全部一緒にまとめて指定してしまうことはできないのですか？

(篠田会長)

そのようにすると、その取水源が廃止になったときに、他の取水源に関する水源指定も一緒に外れてしまう可能性があるので、取水点ごとに指定をかけることにしています。

(青山委員)

水源指定がなくなるのはどういうときでしょうか？

(篠田会長)

事務局からお答えいただけますか。

(事務局)

水源の取水施設が廃止になったときなどです。

(篠田会長)

廃止になるのはどういう場合ですか。

(青山委員)

集落がなくなるとか？

(事務局)

例えば、取水源が隣接して2つあり、片方が災害で壊れたり、機械や配水管の不具合が生じたりした際、これを復旧するのではなく、もう一方だけで取水を賄えるようにすることで、片方を廃止するケースがあります。

(篠田会長)

今までにこの審議会の中で審議した廃止の例はありました。それは、実際には隣合う片方の取水源でしっかり機械更新などの設備投資をして2つの水源分を取水できるようにすることで、もう一方を廃止したという場合でした。

確かに集落や人口が減ってきていることはあるでしょうが、これを理由として廃止した事例は、私の記憶の範囲内ではなかったと思います。

(青山委員)

そういう可能性はありますね。

(篠田会長)

私の方から、水源地域の概要表の下に※印の部分について、日本語の意味がわからないのですが、どういうことですか。『計画取水量は安房水源と計画給水人口は安房水源と平湯水源の合算値』の表記はどのように修正して捉えれば良いのですか。

(事務局)

『計画取水量は安房谷水源と安房水源の合算値。計画給水人口は安房谷水源と安房水源と平湯水源の合算値。』と修正させてください。

(篠田会長)

わかりました。

他にご意見等はございますか。

それではご意見も出つくしたと判断して、お諮りしたいと思います。今ご説明いただきました恵那市からの1件と高山市からの1件、それぞれの指定地域に関する議事『水源地域の指定』のご提案内容にご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

ありがとうございます。

それでは、この議事に関しましては原案のとおり、決議させていただきます。なお、資料10ページ冒頭の日本語部分の修正をお願いします。この修正は、諮問に対して付加する意見ではございませんので、諮問に対しては全員一致で異議なしとさせていただきます。

以上、知事からの諮問について、答申案をまとめるまでしばらくお待ちください。

(事務局)

<答申文とりまとめ配布>

(篠田会長)

それでは事務局から答申文案の朗読をお願いします。

(事務局)

<答申文案朗読>

岐水審第2号
令和7年2月3日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県水源地域保全審議会
会長 篠田成郎

令和6年度第1回岐阜県水源地域保全審議会に係る諮問について（答申）

令和7年2月3日付け森保第658号をもって諮問のありました件について

て、下記のとおり答申します。

記

水源地域の指定については、提案のとおり認める。

(篠田会長)

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(篠田会長)

ありがとうございました。

それでは、この内容で答申することといたします。

続いて議題（２）に移ります。

『岐阜県水源地域保全条例のこれまでの成果、課題、今後について（案）』を事務局から説明ください。

(事務局)

<岐阜県水源地域保全条例のこれまでの成果、課題、今後について（案）説明>

(篠田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

今の事務局からの説明の前に私からお話ししておいた方がよかったかも知れないと思いました。部長さんの冒頭挨拶でも説明されたように、この審議会ができ上がってから１１年が経っています。また、資料１８ページ（岐阜県水源地域審議会委員名簿）に掲載されているように、今年度の審議会メンバーのほとんどの方が入れ替わっています。そこで、この審議会そのものの役割、そのベースになっている条例の考え方、これまでの取り組みなどについて、ここで１回皆さんにきちんと説明して、その上で、この審議会ではどのように議論していくか、或いは条例を適切に運用するにはどうしたらいいかというところに関して、皆さんからいろいろご意見をいただきたいというのが事務局の意向だったという背景があります。

(細江委員)

今、説明いただいた資料１１ページ（水源地域の保全に向けた県民の理解を深める取り組み）から、いろいろな取り組みがなされていますが、『親と子の水源林教室』が平成２７年から２８年にかけて行なわれ、『県民協働による森の通信簿事業』も平成２６年から２８年までと、そしてそれぞれ平成二十何年まで事業が行われ、それ以降何か継続して行

われていないと受けとめたのですが、背景に何があったのかなと感じました。昨今、森林が皆様方から注目され、取りざたされている中で、水源林という視点から、非常に効果的に皆様方にお知らせできるときだと私は思っております。このような取り組みをますます行わなければならないときに、途中で無くなってしまったのは、どのような理由がそこにあったのか、お聞きします。

(事務局)

この水源地域保全条例ができた時に県民の皆様幅広く伝えるため、いろいろな事業を考えて行ったという経緯がございます。

県の森林づくり基本計画の5年間の中で実施しており、水源地域保全条例も同じプランで取り組みました。確かに継続して行った方がよい取り組みもあるとは思いますが、計画に合わせて区切りとしたという経緯がございます。

(細江委員)

今後、このような取り組みをされる考えは今のところないのでしょうか。水源の境界明確推進事業や水源林公有化支援事業になどもありますが、今後はどう考えていますか。

(事務局)

水源林公有化支援事業に関しては、今、国の環境税で、市町村で土地と森林が買えることになりましたので、令和3年度末に廃止となりました。

水源境界明確化事業に関しては、平成28年度に要望を確認したところ、特段の要望はなく、その後、事業普及を告知したのですが、要望が出てこなかったため、平成28年度末に、廃止となりました。

(細江委員)

今現在、このような事業はないということですか。

(事務局)

環境保全林整備事業については、今も続いています。

(篠田会長)

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

(藤井委員)

細江委員と同じ視点かもしれないですが、いろいろな事業が行われ、広報にも力を入れられてきたという点で、その目的を終えて、これらの事業が廃止になったのなら、それは1つの考え方と私は感じます。

資料16ページの(6)地域への説明会というのは、過去は結構開催されていますが、どのような内容を説明されているのですか。

(事務局)

水源地域がどこに指定されているか、また条例15条(土地の所有権等の移転等の届出)、16条(開発行為の届出)の届出について普及しています。対象者としては林業関

係者、自治会の人で、主に届出について、条例の趣旨などを説明し、どのような時に届出が必要かを説明しています。

説明会は独自に開催しているわけではなくて、会議中若しくは会議終了後関係者を集めて、10分から20分説明しています。

(藤井委員)

啓発目的というより、この条例に関わる人が集まると想定される説明会に出向いているということですか。

(事務局)

はい。

(藤井委員)

令和5年度に説明会を開催した地域は、比較的届けが出されやすい地域ですか。例えば、私は岐阜市民ですが、水源のことにあまり馴染みがない感じがあるので、岐阜市での開催が少ないことはわかる感じはしています。

(事務局)

届出が多いから多く開催することではなく、全ての市町村で3年から4年毎に1回程度の頻度で均一的に開催しています。ただ、条例制定時の平成25年は集中的に開催しますので、集計するとこのような結果になりました。

(藤井委員)

はい、わかりました。

(篠田会長)

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

(青山委員)

先ほど説明された行事の取り組みについて、例えば山林協会、緑化推進委員会など、森林の将来を考えるいろいろな会がありますが、内容的には同じようなことを行っている部分もあります。

説明会に限らず、フォトコンテストなど林野庁でも実施している状況の中にあって、審議会や委員会という1組織だけで実施することは非常に負担も大きく、1年や2年で終わってしまうこともあります。

また、水源地域の保全となるとよほど関心のある人じゃないと関心を示しません。だから、森林整備の観点から大事な部分となる水源を守るため、山林協会や緑化推進委員会などのメンバーと一緒にあって、行っていくことが大切になります。

その中の1つに水源地をしっかりと作っていくという位置付けを、今一度整理してもらって、多くの人を呼び込むことは一緒に行う。その中で本審議会はコアな説明をしていく体系を作った方が多くの人に関心を持っていただける。

水の大切さは多くの方は知っていますが、この大切な水を守っていくということの難

しさという現状であるという切り口でないと、せっかくの取り組みが続かなくなってしまふことがある。ここはぜひ一考をしていただきたいと思います。

地域の説明会は、例えば郡上市や中津川市や下呂市など森林面積の多い地域で開かれた場合は、森林に関わってよく知っている人が参加されますが、おそらく水源地を整備していかなければならないことについては、都会の人の方が絶対数が多いと思っています。

山元、その水源地となるべきところを大切にすることを街中で配信してしっかり考えていただく機会を与えることは、ひいては日本の水源を守ることになり、ちょっと遠回りのような気がしますが必要なことかと思います。ただ、どうしてもコアな部分は審議会で検討していくことになります。また、人を呼び込むためには窓口を広げてもらうとともに、広報のあり方を今一度整備してもらうと良いかと思います。

(篠田会長)

ありがとうございます。

(高木委員)

青山委員の言われたとおり、森林の中の水源だけの狭い部分の話に限らず、森林には大きな問題があります。私達不動産業界からしますと、都市計画区域以外の土地の売買 1 万 m²に関しては、県に届け出を出すことが決まっています。出てない場合は、指導が多分あると思います。

1 万 m²未満の森林に関しては、先ほど細江委員と話しましたが、所有権の移転に関して誰でも山林が買えることが一番問題です。伐採してはいけないとか、国定公園とか、県立公園とか規制がある場所がありますが、それ以外の森林は買う人がいます。

コロナのときはキャンプが流行っていて、都会の人が山林を買い、そこへ行き、木を伐採し、テントを張るということがブームみたいになりました。岐阜県については把握していませんが、そのようなことが簡単にできる状況が私は問題だと思います。

今日は水源の狭いところで話しているので、一般の森林を持っている人には、あんまり関係ないという話になっています。森林というのは水源も当然大事だと思いますが、門戸を広くしていただいた方が、県民にとって良いと私は思いました。

(篠田会長)

ありがとうございます。

事務局サイドというよりも、部長さんや次長さんに答えていただくような林政部全体の話になってきているなどは感じたのですが、皆さんがおっしゃられることは非常によくわかります。当然だと思います。

そこでなかなか難しいのは、この会議は水源地域保全審議会ですね。森林のことはもちろん含まれているのですが、森林全体の話になってしまうと話が発散してしまいます。水源に関する条例について、どのようにして適正に運用していくか、それが県民全体の幸せにいかにして繋がるかが重要な視点になります。

下流域の方に対しての話も当然出てきます。この水源地域の保全は、先ほども諮問しま

したとおり、河川の自流水だとか伏流水だとか、そういうところの水が枯れてしまうなどの影響が、上流での何らかの開発行為によって生じないようにするのが、もともと建前です。一方で、本音は、外国資本などにより勝手に山林の売り買いがされる、或いは自然エネルギーもそれに含まれると私は個人的に思っていますが、そうしたことに對してきちんと歯止めをかけるため、届け出制にして、しっかり行政指導できるような体制にすることがこの条例の目的になっています。このため、こうした観点で考えた方が良いと感じました。

森林審議会では先ほどのような話が出ていると思いますし、岐阜県木の国・山の国県民会議でも同様に、森林全体の課題に関して様々な県民の方々からご意見を伺っています。ただ、今日ここでいただいたご意見は非常に重要で、かつ、至極当然なことだと思いますので、ぜひ林政部さん全体で受けとめ、ご対応いただけることを望んでいます。

(林政部長)

青山委員や高木委員からお話をいただきましてありがとうございます。

我々山を守るために林政部があるわけですが、その森林そのものを守ることに付いては、森林法の届け出制度もちょっと厳しくなりまして、森林の売買があった場合は、相続も含めて全部市町村に届け出るように変更されております。

森林所有者は森林を維持していく責務がありますので、例えば、自分の山でも木を伐ったら、或いは伐る前に必ず市町村へ届け出ることになっています。これはほとんどの人はご存知ないのかもしれませんが、間伐にしても主伐にしても全部届け出ることになっています。

その時にもし保安林であれば、植える義務というのが発生する場合がありますし、普通林であっても、伐った後はどのように利用するのか、もう1回森林に戻すのか、必ず市町村に届け出て、市町村が立てられている森林整備計画に適合しているかどうかの審査を受けることで、山を守っていくということです。1ヘクタールを超えるような林地開発行為は許可が必要であり、集水区域とか、土砂が流れ出ないように沈砂地が設けられているとか、そういったことを厳しく審査していくことで、山を守るといったことを進めております。そのために森林審議会というのもあって、適正かどうかという審査をしていただいています。一方、その中で、今、篠田会長が言われたように、水源地域ではその中でも特に重要ということで、水源地域は売買をする前に届出をしてもらって、新しく所有者になる人に、この山にはこんな大事な水源があります、こんな規制がかかっています、これを伐るのは大変ですということをあらかじめ知っていただいた上で買ってくださいね、と周知します。もう一段、ランクを上げて水源地域を保全するためにこの審議会はあと私は認識をしております。

我々山をPRするためには、青山委員が言われたようにいろんな団体がいろんなことで山を守るというような機会を作っていただいておりますので、その中で、今私が申し上げたように山を守るためにはこんな取り組みをしていますということを十分皆さんに周

知をさせていただいて、水源林も森林法もこういう形で守っていますということを、県民の皆様にはアピールをさせていただければなと思っています。

そういう意味で細江委員から、「ちょっと最近の取り組み少ないんじゃないの」というようなご指摘ですが、実は第2期森林づくり基本計画のテーマは『恵みの森林づくり』ということで、森林を守って活かすという取り組みがメインだったんですね。その前は『生きた森林づくり』で林業の生産活動を重視しました。それぞれの森林づくり基本計画のテーマがあるわけですが、この第2期計画のテーマは森林を守って活かすということで、水源地域保全条例を作って守る姿勢を明らかにすると同時に、森林・環境税と同時にスタートさせ、それを財源に様々な事業を展開させてきました。

その中で環境林整備事業は毎年1,500ヘクタール強の奥山林や水源林を間伐しており、資料にはないですが、水源地域の保全に繋がるような環境保全事業が他にもあるかもしれません。そういう事業が抜けているかもしれませんので、この中に付け加えさせていただければと思います。

第2期森林づくり基本計画は環境をテーマにしてスタートしましたが、その期が変わることによって、重点となるテーマが変わっていく中で、人数も財源も限られておりますので、その時その時テーマにあった事業を展開していく中で、少し水源林保全に関する取組が薄くなっているところは、申し訳ないなと思っております。5年である程度軌道に乗ったら、次のことに取り組むということも行政としては必要なことなので、そのあたりはご理解いただけるとありがたいと思います。

雑駁な話をして申し訳ありませんが、山を守るという観点の中で水源地域を保全していくといったPRに取り組んでいけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(篠田会長)

ありがとうございました。

今の部長さんからのお話で、何かさらに質問ありますか。

(青山委員)

私は理解を深める取り組み、この部分については一緒に行ったらということです。農業で言えば、農業委員会の5条、3条の転用を認めるかの審議がされているように、この審議会では水源林について審議する役割だと思います。

この資料の1ページにある写真、今、このようなところがなくなっています。

私の地元に付知川がありますが、子供のときに川遊びをしていたころを思うと様々な原因はあると思いますが、随分水が少なくなっています。

水源を守っていく重要性について、今の時代より痛感しているのが現状です。

(篠田会長)

ありがとうございます。

私から、幾つか教えて欲しいのですが、資料に載っている表、例えば4ページ、5ペー

ジ、6 ページ、7 ページ。全部令和 5 年度までしか載ってないですけど、今が令和 6 年度なので、令和 6 年度分についてはまだ集計ができていない、或いはここに出すのは差し控えるべきだ、というようなことで数値が出てないとか、暫定値として令和 6 年度について出さない理由は何なのでしょう。

(事務局)

令和 6 年度についてはまだ年度が終わってないため控えさせていただきました。

(篠田会長)

これは行政として公的に残る資料ではないですよ。会議のための資料じゃないですか。

つまり皆さんでいろいろ議論して、現状がこういうふうだからこれからこういうふうにしたほうがいいよねってことを話し合うための資料であるならば、今年のデータを暫定値として入れるべきだと非常に強く感じます。

特に、冒頭部長さんの挨拶の中にありました太陽光発電だとか鉄塔だとかが最近多くなっているという話ですが、令和 5 年度までしか入っていないので今年 6 年度の話がわからないです。

新しい情報はとても重要だと思います。ここ 1 年、2 年、コロナ明けの経済状況が変わってきて、しかも原油が高くなっているなかでエネルギーを他で賄う動きも出てきます。

自然エネルギーの需要が高まっているわけですから、そうした最近の動きにやっぱりきちんと対応して、この審議会の中でも、今後いろんな審査が出てくる可能性があるかもしれない。それに対してどのように推移していくかも含めてここで考えて欲しいというスタンスが大切だと私は思います。

今の話は住民説明会にも共通します。毎年、いろいろな場所で均等に、粛々と進めていますというご説明だったのですが、そうであるならば 17 ページの今後の取り組みに記載される住民説明会の継続実施とは、今までどおりの定常運転なのでしょう。

委員の皆さんがおっしゃられたように、ちゃんと住民の方々にお伝えしつつも、山林所有者だけでなく、いろいろな人々にこういう条例があるよとか、こういう規制があるよとか、様々な場で伝えることが大事なわけで、皆さんのご指摘とは異なる動きを考えられているように感じました。

定常運転でいいとするのか、今後いろんな機会をつかまえて 10 分でも 15 分でも、こうした話をしていくことを検討するのか、どうなのでしょう。

ここで答えいただかなくても、こういう意見があったとことで、1 度ご検討いただくことを審議会としての意見とさせていただきます。

特に、こうしたご検討の際には、林政部さんとして木に触れていただく機会を設ける施策展開として、木遊館などの木育施設に子供さん連れでご家族揃って来場されていることを活用して、さらにもう 1 歩踏み込んで、実はこの木と水はこんなふうに関わっているよとか、みんなが飲んでいる水がこんなふうにして作られているよというような話に少

しでも持っていくと、子供さん或いはご家族世代にも伝わりやすくなって、先ほど来、皆さんが言われているような、水源というものの視点でも森をとらえる意識が醸成されてくると思います。

こうした広報では、今あるものを有効に使うことが大切です。担当者の人数も少なく、お金もないわけですから、そうした制約の中でも、少しずついろいろな機会を捉まえていく作戦を練っていただくことが良いのではないかと思います。

それから、先ほどお話しした取水施設の統廃合に関しては、今後増えてくる可能性があると感じています。人口が減れば、当然のことながら集落に人がいなくなるので、統廃合は急速に広がると考えられます。

人がいなくなったときに、市町村としては当該の取水施設をなくす届出をするわけですが、水源地域の指定を外すということがどんどん広がっていくと何が起きるか考えることも大切だと思います。

人はいないから、維持管理せずに、それでも取水施設だけは残して、そのまま制限はかけっ放しにしておくというような作戦を市町村と相談しながら進めていくことができると思います。もう今からいろいろな場で相談を進めていく必要があるのではないかなと私は思っています。

それためには、この条例や審議会を有効に使っていくことが効果的だと思うのです。是非とも上手に使っていただきたいというのが私の希望です。

この話は、この今後の取り組みの一番下のところに記述されている市町村との連携に繋がり、非常に重要なポイントになってきます。

特に、太陽光発電と風力発電、岐阜県はあんまり風力発電ないですが、東北の方ではひどくて、尾根付近一帯を切り崩して開発しますから、下流に対して大量の土砂流出をもたらします。

当然のことながら下流の取水施設に対しても影響を及ぼします。この条例に引っかければ良いのですが、とても気になっているのは、開発対象となる尾根部が取水源から半径4kmや2kmの範囲を超えた場所になる場合があるということです。しかも、尾根沿いの開発影響はかなり広範囲に及びます。

また、影響範囲は複数の集水域に跨る可能性があります。つまり、尾根沿いなので、集水区域の境界にきますから、両方の水源に対して影響を及ぼすことが懸念されます。こうしたことが今後増えてくる可能性もあるわけです。

事前に何か情報をキャッチするという意味では、やはり市町村との密接な連携が大切になります。

市町村の方々には、そうした土地取引に目を光らせていただくことが重要になると思います。その意味で、市町村とは絶えずいろいろな情報交換を継続していただくことが必要なのではと感じます。

以上が私の方からの指摘事項です。

いろいろなことに取り組まなくてはならず大変ですが、ぜひとも効果的にこの条例を使っていただければと思います。

(青山委員)

今のお話に若干関係しますが、資料6ページに、中津川市で16条の届出計7件、その下に開発目的で鉄塔ってあります。これはほとんどリニアの送電線です。

この時点ではまだ4基ですが、同意が取れてきているので、今後はもっと増えてくるかもしれません。

(事務局)

鉄塔につきましては、中津川市は7件だけです。

(青山委員)

7件だけですか。

そこには水源地域の指定がないということですか。

(事務局)

水源地域に関係ないところは出てこないからです。蛭川地区だけ出てきています。

(青山委員)

そこから先同意を得たため、今工事が始まっています。1度詳細を確認されるといいかもしれません。

(篠田会長)

ありがとうございます。

おそらく高木さんの方がよくご存じだと思いますけど、自然エネルギーの業者さんっていうのは、本当に上手に土地の売買をしているっていうのを聞いています。このため、十分に注意しておくことも大切と強く感じます。

それでは、次のその他の項目に移ります。その他のご質問、ご意見に関連して、配っていただいている写真集について何かご説明いただけますか。

(青山委員)

<情報提供『御神木奉搬写真集』及び令和7年に行う『御杣始祭』について説明>

(篠田会長)

ありがとうございました。

情報提供ということで、貴重な写真集の配付と併せてお礼申し上げます。

その他、皆様方から何か情報提供とかございますか。

ありがとうございました。

それでは、予定していた議題はこれですべて終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

篠田会長 進行ありがとうございました。

また、委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

本日、答申いただきました水源地域の指定につきましては、公告・縦覧の手続きを経て県公報にて告示され、水源地域の指定が確定となります。確定まで2か月程度かかりますが、確定した後は、県のホームページに内容を掲載させていただきますのでよろしくお願いします。

最後に、林政部長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(林政部長)

<お礼のことば>

(事務局)

これもちまして審議会を終了いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。